

# はじめませんか エコな暮らし

市は、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減と各家庭での省エネルギー活動を促進するため、新エネルギーおよび省エネルギー機器などのスマートライフ設備にかかる費用に対し、次のとおり補助します。

【募集期限】①と⑤12月28日、②～④平成29年3月31日

【申込】6月1日から募集期限までの平日に、環境衛生課で配布の申請書(市HPからダウンロード可)に必要な事項を記入し、同課へ詳しくは、環境衛生課(☎47-8563)へ。

## ① 地下水利用地中熱ヒートポンプ

地下水利用地中熱ヒートポンプは、地中温度と外気温との温度差を利用した空調システムです。夏季は放熱源、冬季は採熱源として地中の熱を利用します。

- \* 応募条件/次の条件をすべて満たす人①市内に住所を有する人、市内に事業所を有する中小企業者、市内に施設を有する医療法人、学校法人、NPO法人など ②市税を完納している人
- \* 補助要件/地下水を利用した地中熱ヒートポンプであること
- \* 補助金額/購入価格、設置工事費の合計額の50%以内(上限100万円)
- \* 募集件数/5件程度(予算の範囲内で先着順)
- \* 備考/設置前の申請が必要



## ② 太陽光発電設備

太陽光をソーラーパネルで電気に変えるシステム。家庭や企業などで広く浸透している新エネルギー機器です。

- \* 応募条件/次の条件をすべて満たす人 ①自ら居住する市内の住宅に補助対象機器を設置した人、または補助対象機器付き建売住宅を購入した人 ②電気事業者との系統連携の契約を締結した人 ③市税を完納している人



- \* 補助要件/自立運転コンセントが設置されていること
- \* 補助金額/1kWあたり1万円(上限4万円)
- \* 募集件数/250件程度(予算の範囲内で先着順)

### 「スマートライフ」とは

消費電力量が格段に削減された「省エネ」家電に、太陽光発電・燃料電池などの「創エネ」機器と、蓄電池・電気自動車などの「蓄エネ」機器とを組み合わせ、「エネルギーマネジメントシステム(EMS)」で管理するライフスタイル

## ③ 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム) 家庭用蓄電池(定置用リチウムイオン蓄電池)

エネファームは、LPガスなどから水素を抽出し、空気中の酸素と反応させて電気を作り出すシステム。家庭用蓄電池は電気を蓄えることができるシステムです。太陽光発電などと連携すると、効率的に充電することができます。

- \* 応募条件/次の条件をすべて満たす人 ①自ら居住する市内の住宅に補助対象機器を設置した人、または補助対象機器付き建売住宅を購入した人 ②市税を完納している人
- \* 補助金額/1台あたり10万円
- \* 募集件数/計40台(予算の範囲内で先着順)

## ④ 次世代自動車充電電省エネ設備(外部電源設備・V2H)

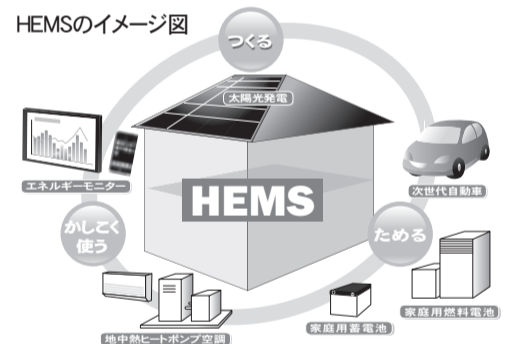
次世代自動車充電電省エネ設備は、電気自動車などが蓄電している電力を、住宅用電源として利用するシステムです。災害時の移動電源となるほか、電力需要のピークシフトの役割を果たします。

- \* 応募条件/次の条件をすべて満たす人 ①市内に住所を有する人で、自ら所有する次世代自動車に外部電源設備を導入、または外部電源設備付き次世代自動車を購入した人、または居住する市内の住宅にV2Hを設置した人 ②市税を完納している人
- \* 補助金額/1件あたり5万円(外部電源設備とV2Hの併用可)
- \* 募集件数/20件(予算の範囲内で先着順)

## ⑤ HEMS(ホームエネルギーマネジメントシステム) 平成28年度新規事業

HEMS(ホーム・エネルギーマネジメントシステム)は、省エネ機器・創エネ機器・蓄エネ機器をネットワーク化し、エネルギーの見える化や制御を行うシステムです。

- \* 応募条件/次の条件をすべて満たす人①自ら居住する市内の住宅に補助対象機器を設置する人、または補助対象機器付き建売住宅を購入する人 ②市税を完納している人
- \* 補助要件/エネルギーの「見える化」機能及び電力使用量などを調整する制御機能を有したものであること
- \* 補助金額/購入価格、設置工事費の合計額の50%以内(上限5万円)
- \* 募集件数/30件程度(予算の範囲内で先着順)
- \* 備考/設置前の申請が必要



## 屋外広告物の申請と調査にご協力ください

良好な景観を守るとともに、倒壊などによる事故を防止するため、広告塔・看板・壁面広告などの屋外広告物を設置するには、条例によりあらかじめ市の許可を受ける必要があります(一定面積以下の自家広告物を除く)。

屋外広告物を設置する場合は、事前に許可申請の手続きを行ってください(許可には手数料が必要)。また、許可を受けた場合は、該当する屋外広告物に必ず許可済証(シール)を貼り付け、市へ報告してください。

なお、市は、6月中旬から10月下旬にかけて、地域ごとに屋外

広告物についての調査を行います。調査では、市から委託を受けた調査員が、必要に応じて店舗や事務所などの屋外広告物を公道から測量し、写真撮影します。ご理解とご協力をお願いします。

### 屋外広告物の安全管理のお願い

屋外広告物の老朽化や地震・台風などの影響による事故を未然に防ぐため、その設置者および管理者の皆さんは、広告物の不具合(ねじ・ボルトの緩み、サビの状況など)や老朽化などについて定期的な安全点検を実施してください。

また、不具合が見つかった場合は、早急に改善を行うとともに、倒壊や落下などの恐れがあるものについては、速やかに撤去や改修などの対応をしてください。

【問合せ】都市計画課(東庁舎2階、☎47-8694)